

報告第1号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月27日提出

匝瑳市長 宮内 康幸

| | | | | |
|--------|---|--|-----|--|
| 1 | 専決年月日 | 令和8年2月6日 | | |
| | 事故の概要 | <p>令和7年9月28日午前8時50分頃 商工観光課の職員が、そうさ観光物産センター匝りの里駐 車場において、イベント準備のため、庁用車を運転していた ところ、後進した際に、バックドアを開放状態で駐車してい た後方の相手方自動車に接触した。 この結果、相手方自動車が損傷した物損事故である。</p> | | |
| | 損害賠償額 | 72,710円 | | |
| | 事故の過失 割合 (%) | 相手方 | 市 | |
| | | 0 | 100 | |
| | 和解の相手方 | | | |
| 和解の条件等 | <p>(1) 市は、●●●●●に対し、本件事故に関する一切の損害 賠償金として、金72,710円を指定口座に支払う。</p> <p>(2) 市と●●●●●は、今後、本件に関し、裁判上及び裁判 外において一切異議申立て、請求を行わない。</p> | | | |